

第二号中「及び国民健康保険法施行法（昭和三十三年法律第九十三号）第二条の規定により国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合」を削る。  
第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。  
六、全国厚生農業協同組合連合会の会員である社会医療法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十一条第四項の規定により医療法第四十二条の二第一項の認定を受けたものとみなされたものに限る。）

○厚生労働省告示第三十六号

昭和二十六年厚生省告示第六十七号（医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月二十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久